

令和8年度 第1回埼玉県福祉のまちづくり推進協議会 結果概要

- 1 日時 令和8年7月16日 午前10時00分～11時30分
- 2 場所 WEB会議
- 3 出席者（委員）
菅原委員、小菅委員、國松委員、桜井委員、大野委員、伊東委員、神保委員代理大藤様、
金川委員、石井委員
出席 9人
欠席 3人
- 4 配布資料 別紙のとおり
- 5 会議概要
【議事】
(1) 福祉のまちづくり関連事業について（令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画）
(2) 県有施設及び市町村有施設のバリアフリー調査結果について
(3) 県有施設整備における当事者参画について

※主な内容は別紙「議事概要」のとおり。

議事概要

(1) 福祉のまちづくり関連事業について(令和7年度事業実績及び令和8年度事業計画)

(事務局説明)

《菅原会長》

ご説明ありがとうございました。今回の内容は非常に多岐にわたっておりますので、資料を十分に読み込むのが難しい部分もあるかと思います。一方で、これだけ多くの事業に取り組まれていることは、非常に心強く感じています。

事業について、県民としての生活実感の中で、「こうした取組によって良くなった」と感じる点があれば、ぜひご紹介いただきたいと思います。また、事業の進め方について、「こういう取組を進めてほしい」といったご要望や課題等があれば、お聞かせください。さらに、ご質問等もありましたらお願いいたします。

《小菅委員》

資料12ページの駅ホームの話ですが、参考の転落防止設備整備状況についてです。整備率が100%になっていますが、これはほぼ完了しているというふうに見てよいのでしょうか。グラフの見方を教えていただければと思います。

《事務局(交通政策課)》

こちらの100%につきましては、おっしゃるとおりです。

駅ホームの転落防止設備としては、ホームドアあるいは内方線付き点状ブロックがありますが、そのどちらかが設置されている駅の整備率を示しています。

したがって、いずれかが設置されている駅の割合として100%ということになります。

《小菅委員》

ありがとうございます。

そうすると、100%だから終わったということではなくて、今回の補助事業はまだ続くということでしょうか。

《事務局(交通政策課)》

例えばホームドア、あるいは内方線付き点状ブロックをそれぞれで見ますと、まだ整備できる箇所があります。両方合わせた整備率は100%ですが、引き続き整備を進めるための支援を補助金という形で取り組んでいるところです。

《小菅委員》

わかりました。ありがとうございます。

《國松委員》

資料 8 ページの重度障害者居宅改善整備費補助について伺います。

基準額が 37 万 5 千円となっていますが、この基準額というのはどういう意味なのか、まず教えていただきたいと思います。また、この制度は肢体障害のある方への対応も想定されていると思いますが、例えばリフトの設置などを考えると、この金額で十分なのかという点が気になります。実際にはこの金額では足りない場合も多いのではないかと印象があり、実際にどのような状況なのか教えていただきたいと思います。

もう一点、資料 9 ページのみんなに親しまれる駅づくり事業についてです。令和 8 年度の計画で補助件数 5 件見込みとありますが、対象となる駅が分かれば教えていただきたいと思います。

さらに、資料 12 ページのホームドアの件ですが、ホームドアと内方線付き点状ブロックを合わせた数字ではなく、ホームドアだけだと何パーセントになるのか教えていただきたいと思います。

《事務局（障害者福祉推進課）》

基準額 37 万 5 千円というのは、補助の基準となる額です。

例えばかかっている経費が 20 万円であれば、20 万円の 3 分の 1 を県、3 分の 1 を市町村、残り 3 分の 1 を本人が負担します。37 万 5 千円を超える工事の場合は、超えた分についてはすべて本人負担となります。実際には、この金額を超える工事を行った方もありますが、補助の対象となるのは 37 万 5 千円までで、県と市町村がそれぞれ 3 分の 1 ずつ負担する仕組みです。

《國松委員》

分かりました。限度額ということですね。

《事務局（交通政策課）》

補助予定 5 件の内訳ですが、西武新宿線・西所沢駅のエレベーター、JR 宇都宮線・白岡駅のエレベーター、ニューシャトル志久駅のエレベーター、ニューシャトル志久駅のスロープ、JR 高崎線・鴻巣駅のエレベーターとなっております。

参考情報になりますが、令和 6 年度末時点の状況についてご説明します。1 日当たりの利用者数が 1 万人以上の駅におけるホームドアの設置状況については、県内 130 駅のうち 32 駅にホームドアが設置されており、設置率は 24.6%となっています。

こちらにつきましては、鉄道事業者がホームドアの設置計画を進める際に、地元の市町村に申請いただければ、県も補助という形で支援を行っているところです。

《國松委員》

分かりました。ありがとうございます。

《菅原会長》

転落防止設備の整備状況についてですが、100%という形でまとめてお示しいただくのも良いと思いますが、その内訳についても示していただくことが大切だと思います。ホームドアと内方線付き点状ブロックをそれぞれ分けてお示しいただけると、より分かりやすくなるのではないかと思います。

来年度になるかもしれませんが、次回の報告の際、ぜひ反映を検討していただければと思います。

少し戻りますが、障害者福祉推進課の基準額 37 万 5 千円についてです。昨年度は 24 件の実績があったとのことですが、実際に申請された案件のうち、基準額を超える工事が多い状況なのではないでしょうか。

《事務局（障害者福祉推進課）》

24 件のうち、どの程度が基準額を超える案件だったかについては、手元に数字がないためすぐにはお答えできませんが、基準額を超える工事も多くありました。

《菅原会長》

分かりました。

そのあたりも含めて、この基準額をどのように考えるべきかは今後の課題だと思います。今回、國松委員からいただいた問題提起を踏まえながら、実際に制度を利用される方々にとって、より使いやすい制度となるようご検討いただければと思います。

ありがとうございました。

《桜井委員》

委員になったことで、最近いろいろと気にするようになり、良いところもたくさん見えてきたなと感じています。

職場の近くに公園があるのですが、ユニバーサル遊具が整備され、療育センターの子どもたちもよく利用しています。以前はただの土手だった場所に公園ができて、こんなにも地域が変わるんだなということを実感しています。

また、先ほどの住宅改善補助についてですが、古い住宅を改修した事例を見る機会がありました。車椅子の利用は難しいだろうと思っていた住宅が、きちんと利用できるように工夫されていました。実際に当事者の奥様からも「とても助かった」というお話を伺いましたし、古い住宅でもここまで改善できるのだと実感し、とても良い補助制度だと思いました。

一方で、困っている事例としてヘルプマークのことがあります。

私は埼玉県手をつなぐ育成会で活動していますが、ヘルプマークはだいぶ浸透してきたと感じています。ただし、身体障害など、外見から分かりやすい障害に比べると、自閉症の方への理解はまだ十分ではないように感じています。

例えば、自閉症の高校生が女性をじっと見てしまったことで学校に苦情が入り、学校から本人への指導が行われたケースがありました。しかし、それは本人の特性によるもので、指導を受けても簡単に変わるものではありません。結果として、その生徒は部活動を早めに切り上げて帰宅するよう求められたり、その女性とは別の時間帯で行動するよう配慮されたりしています。

もちろん周囲への配慮は必要ですが、犯罪を犯したわけではなく、特性による行動であるにもかかわらず、理解されないまま対応が行われている現状に課題を感じています。私も療育の立場から関わっているため、スマートフォンを見るよう促したり、視線を別の方向へ向けるようにしたり、さまざまな工夫を試してきました。しかし、それでも難しい部分があります。

だからこそ、こうした行動は特性によるものであるということを、社会全体にもっと理解してもらい必要があるのではないかと強く感じています。

実際、床屋で隣の人を見ていただけで「何を見ているんだ」と怒鳴られてしまうようなこともあります。こうしたことは決して珍しい話ではなく、やはり社会全体への啓発が必要だと思っています。

そこで質問ですが、ヘルプマークに限らず、自閉症や知的障害など、外見からは分かりにくい障害について、県ではどのような啓発活動を行っているのでしょうか。

また、私たち手をつなぐ育成会でも、今年から疑似体験啓発活動を行う体制を整えています。そうした取組も活用していただければと思っています。

県全体として、特に自閉症や知的障害に関してどのような取組を進めているのか、お聞かせいただければと思います。

《事務局（障害者福祉推進課）》

ヘルプマークに関する話に限定されてしまうかもしれませんが、先ほど説明させていただきましたイベントでの啓発ブースの設置やチラシの配布などを行い、普及啓発を進めています。

いただいたご意見も踏まえ、今後さらに啓発を進めていきたいと考えております。

《桜井委員》

ありがとうございます。

《菅原会長》

なかなかすぐに解決するのは難しい課題ではありますが、継続して働きかけていかなければならない点だと思います。

また、各課でも類似した啓発活動や関連事業があると思いますので、今お話しいただいた県民の声や日常生活の中で生じている課題を共有していただき、今後の事業に反映していただければよいのではないかと思います。

《伊東委員》

資料4 ページの福祉のまちづくり条例に基づく届出状況のうち、建築物についてお話ししたいと思います。この表を見ますと、建築物の適合率が20%台と、ほかの項目に比べてかなり低いことにお気づきになると思います。この点について、なぜ適合率が低いのか、考えられる要因を大きく4点ほどお話ししたいと思います。

まず1つ目ですが、建築計画上の制約が大きいことです。条例では、車椅子利用者を想定した通路幅や出入口幅、回転スペース、多目的トイレなどが求められています。しかし、敷地が狭かったり、建ぺい率や容積率に余裕がなかったり、テナントビルや小規模店舗だったりすると、条例基準を満たすスペースを確保することが難しいケースが多くあります。

2つ目は、既存建築物の改修における構造上の問題です。例えば、階段の位置を変える、エレベーターを新設する、トイレを拡張する、段差を解消するといった改修は、建物の構造に関わる大規模な工事になってしまいます。また、耐震性や防火区画、建築基準法への適合なども検討する必要があり、なかなか実現が難しい状況があります。

3つ目は費用の問題です。エレベーター、多目的トイレ、点字ブロック、自動ドア、誘導設備など、バリアフリー設備には相当な費用がかかります。さらに最近は資材価格の高騰や人件費の上昇もありますので、追加投資を断念してしまう事業者も少なくないのではないかと思います。

4つ目は、基準の運用に柔軟性が少ないという点です。条例では寸法などが細かく定められていますが、利用者の安全性や利便性が確保されていても、数センチ足りないだけで不適合になってしまうことがあります。性能がきちんと確保されていれば評価できるような考え方も取り入れていただけると、より良い制度になるのではないかと思います。

その上で、既存建築物については現実的な改善目標を設定すること、小規模建築物については用途や規模に応じた柔軟な運用を検討していただくこと、バリアフリー改修への補助制度をさらに充実させること、そして設計の初期段階から条例対応を支援する相談体制を強化することが必要ではないかと思います。

また、適合か不適合かの二択だけではなく、段階的な改善を評価できる仕組みもあった方がよいのではないかと思います。

このあたりについてご検討いただければと思います。

《事務局（福祉政策課）》

私どもも、適合しない案件については指導・助言という形で対応しておりますが、やはり少しでもより良いものにしていくことが大事だと考えております。

いただいたご意見も踏まえまして、不適合だから駄目ということではなく、どうすればより良くなるのか、どこまで改善できるのかという視点で見ていきたいと考えております。非常に貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

《伊東委員》

よろしくお願いします。

《菅原会長》

まさに最後にお話しいただいた性能評価の部分は、研究者の間でも課題となっているところです。今回具体的に挙げていただいた点は、いずれも重要な論点だと思います。

また、この建築物の適合率についても、公共施設と民間施設の違いや、施設種別の違い、規模の違い、改修なのか新築なのかといった条件によって、適合率の高低はかなり変わってくるのではないかと思います。

そのあたりについては、ぜひ丁寧に分析していただき、この数字だけで評価するのではなく、何が要因なのか、どの部分を改善していくべきなのかという次の課題につなげていただければと思います。

今回のご質問は、そうした課題を考えていくきっかけになる大変重要なご意見だったと思いますので、ぜひ今後の取組に生かしていただければと思います。

《石井委員》

適合率のパーセントが低いので、その要因を伺いたいと考えていたのですが、先ほどのご説明を聞いてよく理解できました。

《菅原会長》

おそらく埼玉県のみならず、他の自治体にも共通する課題だと思います。そうした中で、何を大事にして取り組んでいくべきかという方向性を示しながら、ぜひ埼玉県には先陣を切って切り開いていただければと思います。

それでは、この議題についてはよろしいでしょうか。本日は大変多くのご意見をいただき、ありがとうございました。いずれも非常に参考になるご意見だったと思いますので、ぜひ今後の施策や事業に反映していただければと思います。

(2) 県有施設及び市町村有施設のバリアフリー調査結果について

(事務局説明)

《菅原会長》

ご説明ありがとうございました。こちらの調査につきましては、県と市町村の整備状況をすべてご説明いただこうとすると、相当な量の資料になりますので、本日は全体の概要と、特に重要な項目であるトイレや駐車場を中心にご説明いただいたものと理解しております。

それでは、委員の皆様からご質問やご意見がありましたらお願いいたします。

また、先ほど桜井委員からのお話のように実際に事業の効果を実感した事例があれば、そうしたお話もぜひお聞かせいただきたいと思います。トイレや駐車場についても、「以前より使いやすくなった」「行ける場所が増えた」といった実感がありましたら、ぜひご発言いただければと思います。一方で、「まだ十分ではない」「改善が必要な部分がある」といったご意見もあるかと思しますので、そうした点についても率直にお聞かせいただければと思います。

《桜井委員》

コミュニティセンターでのことなのですが、思いやり駐車場の場所にハードルのようなものが置かれていて、「利用する際は受付に申し出てください」と書かれていました。それを見て、利用する場合は、そのハードルを動かして車を駐車し、思いやり駐車場の利用証を掲示したうえで、さらに受付に行かなければならないのだなと思い、そのように対応しました。

私は娘が障害者で、自分自身は動けるので対応できますが、利用者本人が運転して来られる場合は大変だろうと思いました。ハードルを動かすこと自体も負担ですし、ハードルが置かれていることで「ここは使わないでください」と言われているような印象も受けました。

一方で、そうした対応をしないと、本来利用対象ではない方が駐車してしまうという事情もあるのだと思います。施設側も工夫して対応されているのだとは思いますが、この悩ましさ

を実際に目にして、皆さんがどのような工夫をされているのか伺いたいと思いました。

《事務局（福祉政策課）》

今、桜井委員からお話があった内容は、まさに私どももよく伺う事例です。

思いやり駐車場にコーンなどが置かれていて、利用する際に職員へ声をかけなければならない場合がありますが、そのことがかえて利用者の手間になったり、心理的なハードルになったりするというご意見もいただいています。

一方で、本来利用すべき方が確実に利用できるようにするための対策として行われている面もあります。そのため、利用者を守る仕組みである一方で、実際には使いづらさにつながることもあり、なかなか難しい問題だと認識しています。

県としては、なぜこうした駐車区画が必要なのかということを含め、適正利用についての普及啓発に取り組んでいきたいと考えています。

ただ、今いただいたようなご意見は私どもも日頃から多く伺っておりますので、より良い方法について引き続き模索していきたいと考えています。

《桜井委員》

ありがとうございます。

《菅原会長》

この問題については、各自治体、ないしは国レベルの会議でも類似の意見が出されているところですが、何か発想を変えた取組や新しい解決策を考えていかないと、おそらく根本的な解決にはつながらないのだろうと私も感じています。

《國松委員》

今回の調査は、それぞれの施設が基準に適合しているかどうかを確認するものになっています。それはそれで必要なことだと思いますが、私は前回も申し上げたように、少し違った視点も大事ではないかと考えています。

こうした基準は、バリアフリーを進めるための整備基準として作られてきたものです。しかし、施設の計画段階や設計段階で十分に検討されていないと、設計が固まった後では直せないものがたくさんあります。

私は条例化に向けた運動にも関わってきましたが、その当時、条例だけではなく事前協議制度を取り入れてほしいとお願いしていました。というのも、一度基準ができると、その基準さえ満たしていればよいという考え方になりがちだからです。そうすると、基準に盛り込まれていない課題は置き去りになってしまいます。

例えば大きなホールを考えた場合、観客席側のバリアフリーは少しずつ進んでいくかもしれませんが、しかし、ステージ側はなかなか改善されず、障害のある人が舞台上がって表現活動を行うことが難しいままになっているケースがあります。

つまり、条例の基準だけではカバーできていない部分もあるということです。そうした点についても、今後ぜひ考えていただきたいと思います。本当の意味で公共施設から率先して取組を進めていくという意義が弱くなってしまうのではないかと思います。

《菅原会長》

非常に大事な観点だと思います。

実は、今のお話は次の資料3にも通じるところがあります。基準があると、どうしても基準さえクリアすればよいという考え方になりがちですが、それだけでは十分ではありません。基準はあくまで最低限のものとする必要があると思います。

先ほど性能評価のお話もありましたが、最終的には実際に使えるかどうかが重要です。そこにどうアプローチしていくかということになると、次の資料にもある当事者参画による施設整備が非常に重要になってくるのだらうと思います。

時間の関係もありますので特にご意見等がなければ、今の國松委員のご発言も踏まえながら、資料3の中で引き続き意見交換ができればと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 県有施設整備における当事者参画について

(事務局説明)

《菅原会長》

ご説明ありがとうございました。

改めまして、國松委員いかがでしょうか。今のご説明をお聞きになって、ご意見等ありましたらお願いいたします。

《國松委員》

ありがとうございます。

今、改めて資料を拝見して、いろいろと勉強させていただきましたし、これからさらに理解を深めていかなければならないと思っています。また、先ほどお話ししたような視点についても、今後さらに深めて考えていく必要があると感じました。

資料をご提示いただき、ありがとうございました。

《菅原会長》

ありがとうございます。

先ほど國松委員からご発言いただいたように、観客席側は整備が進んでいても、ステージ側のことが十分に考えられていないという問題は非常に重要な視点だと思います。

今後、北部地域振興交流拠点の整備が進む中でも、利用者が使いやすい施設であることに加えて、働く側の視点も含めて考えていくことが大切だと思います。利用者だけではなく、さまざまな立場から施設を見る必要があります。

その点については、現在のバリアフリー基準だけでは十分に対応できていない部分もありますので、当事者参画による施設整備が重要になってくるのだらうと思います。また、国としても当事者参画を推進し、各自治体で取り組んでもらえるよう働きかけているところです。

皆様からのご意見やご要望がありましたら、ぜひお聞かせいただきたいと思います。特に、当事者の皆さんにどのような形で参加していただくのか、あるいはどのような方々に声をかけていくべきなのかという点については、各自治体も手探りで進めている状況です。埼玉県内でもさまざまな障害者団体が活動されていますので、具体的に取り組を進めていく中で、皆様にもご相談しながら進めていくことになると思います。今すぐ答えが出るものではないかもしれませんが、ぜひ一緒に考えていただき、ご協力いただければと思います。

それから、最後の事例のスライドをご覧ください。このような取組では要求水準書が非常に重要になります。県として何を求めるのか、どのような施設を目指すのかという姿勢を事業者に示すものになるからです。

また、「当事者参加」と言うこともありますが、「当事者参画」という場合には、議論の場に主体的に関わるという意味合いが含まれます。ただ単に話を聞いてだけで終わってしまい、実際には何も反映されないということでは意味がありません。参加の方法にも、アンケート、ヒアリング、ワークショップ、図面を見ながらの意見交換など、さまざまな形があります。どのような形で意見を伝え、どのように反映してもらうのかということが重要ですし、皆さん自身もどこまで関わりたいのかをしっかりと伝えていくことが大切だと思います。

また、資料にある事例でも、設計から施工まで継続的に関わる仕組みが示されています。参加のあり方が、最終的に意見の反映度合いに大きく関わってきますので、その点も意識していただければと思います。今後具体的に事業が進む中で、折に触れてご意見をいただければと思います。

県としても、実際に当事者参画による施設整備に取り組む姿勢を示していただいておりますので、県民の皆様にもぜひご協力いただきながら、一緒により良い施設をつくっていければと思います。

それでは、議題3につきましてはここまでとさせていただきます。

以上で本日の議事はすべて終了いたしました。活発なご議論をいただき、ありがとうございました。委員の皆様からいただいたご意見については、今後の取組に生かしていただければと思います。

【終】